受付印

個人住民税　給与支払報告
森林環境税　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

記載例（退職・一括徴収しない場合）

※三木市処理欄

三　木　市　長

20××年 10月 10日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

氏名又は名称	三木市役所
住所又は所在地	三木市上の丸町１０－３０
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

担当者

係	総務課給与
氏名	三木　花子
電話	0794 － 82 － 2000

特別徴収指定番号	5123456
宛名番号	0001

給与所得者

フリガナ	ミキ　タロウ
氏名	三木　太郎
新姓	
生年月日	大・(昭)・平・令 50年 3月 3日生
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7
住所 1月1日現在	三木市上の丸町123
住所 異動後	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
円	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	20××年 9 月 30 日	1. 転勤 2.(退職) 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 （　）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3.(普通徴収（本人が納付）)	円 4 290 000
134 800	45 200	89 600				控除社会保険料額 円 382 000

◎給与所得者が新しい給与支払者による「特別徴収継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

特別徴収継続

新しい給与支払者（特別徴収義務者）　所在地 〒　名称　特別徴収指定番号　電話（　－　－　）

左記特別徴収義務者へは月割額 ＿＿＿＿ 円を ＿＿ 月分から徴収するよう連絡済です。

受給者番号

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収

一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	備考
理由 1 異動が12月31日までで、本人からの申出があったため。 理由 2 異動の日が1月1日から4月30日の間で特別徴収の継続の希望がないため。	月　日	円	左記の一括徴収した税額は ＿＿＿ 月分で納入します。（翌月10日納期限）

一括徴収しない場合

理由
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2 特別徴収の継続の希望があるため。（転勤の場合も含む。）
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額（上記（ウ）の額）を超える給与又は退職手当等の支払がないため。
4 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、
本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

記載注意

1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに三木市へ提出してください。
2 太線 □ で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、
「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。
一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。
＊ 退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。
（1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。）